

## 「福島県過疎地域持続的発展方針（案）」に関する意見及び県の考え方

パブリックコメント実施期間（令和3年7月12日～8月10日（30日間））

章	該当項目	意見の内容	県の考え方	記載箇所
1 第4 地域における情報化の方針 報化	1 情報化の方針	<p>○ ICTおよびデータの活用の分野について、「行政手続き・相談」などを入れて欲しい (理由) 2020年度、只見町の民間企業経営者が、福島県のある補助事業を申し込む相談をした際に、県職員から福島市の県庁へ来ることを依頼されたそうです。民間企業側としては電子メールとZOOMなどオンライン面談などで十分対応できる話しだったので、オンラインでの対応を県職員にお願いしました。しかし、県職員からオンライン対応困難と言われ、やむを得ず只見町から福島県庁まで往復6時間以上を要して移動し、大変な負担だったとのことです。 過疎地域の住民が仕事・手続きの面で大きな恩恵を受けられず、オンライン相談などは対応できない福島県庁に合わせて、数時間以上の時間をかけて移動する不便は今後も変わりなく続くのでしょうか。</p>	御意見ありがとうございます。 行政機関（県）の各種手続におけるオンライン（デジタル）化への対応は県民サービス向上のために必要な取組であることから、頂いた御意見の趣旨を踏まえ、行政のデジタル化について記載させていただきました。	11ページ
2 第8 医療の確保	2 無医地区等対策	<p>○ へき地勤務医等の確保・育成について、以下の内容を入れていただきたい。 自治医科大学卒業医師・修学資金制度利用の医師のへき地医療機関への派遣を促進する。福島医大総合診療医センター等と連携し、へき地診療所・へき地医療拠点病院での福島医大医学部学生の総合診療実習の拡充や、総合診療医の後期研修の支援体制を充実させる。 (理由) 私はへき地診療所の30歳代の勤務医です。まず、南会津郡の医師数は2020～2021年度、ここ10年間で最低の状況です。南会津広域消防年報によれば、郡内の救急搬送患者は50～60%程度を南会津郡内で受け入れていましたが、2020年1～12月のデータでは50%未満となり、2020年から半数以上の救急搬送が管外への長距離移動です。救急対応を担う県立南会津病院・只見町国保朝日診療所の常勤医減少・県からの派遣縮小が受け入れ低下の主要な要因と考えています。 2020年11月1日に福島県保健福祉部長が県立医大で挨拶された際は「県内の全ての地域で医師が増えている」と発言されておりましたが、私を含め会場にいた南会津地域の医師は非常に悔しい思いをして聞いておりました。 会津若松の病院まで1～2時間の搬送を必要とする南会津郡地域は南会津病院や朝日診療所で重症患者に少人数で初期対応する必要があるなど現場の負担感は強いです。また救急以外にも乳幼児から高齢者まで幅広い健康問題に対応しています。私も含め、医療は自治医大以外・義務年限以外の残った医師の努力で支えられています。自治医大義務年限の医師をはじめとした常勤医派遣がなければ、今後も南会津郡の医師も住民も相当な負担が続くかと思います。  また私は毎年、県立医大医学部でへき地医療の講義を担当し、南会津郡の医療体制や県からの医師派遣の縮小、へき地のキャリア形成を教えています。世界的にへき地に残りやすい医師が調べられていますが、総合診療医・家庭医はへき地に残りやすいことが報告されています。国内でも、2017年から開始された新専門医制度で総合診療の後期研修が開始されています。総合診療・家庭医療の研修を受け、自治医大卒でも地域枠でもない家庭医療専門医がへき地に残っている事例も県内あります。また、2021年度、福島医大でも総合診療医の育成を進める総合診療医センターが新たに設置されています。へき地において、学生の総合診療実習、総合診療後期研修を充実させることは、長期的にへき地に勤務する医師の増加につながる可能性が高いと考えています。 最後に若いごく普通の只見町民に最近言わされた事で締めさせて頂きます。「先生、こんな不便なところで休みもあまりとれないのに長くいてもらって、本当に我々町民は感謝しているし、感謝しないといけないと思っています」。ここまで医師が減って診療が制限されても、若い方も含めて只見や南会津の県民は謙虚に我慢を続けています。県民に応えられるような県職員の活躍に期待しております。</p>	御意見ありがとうございます。 過疎地域における医療体制の確保・充実は、住民生活の安全・安心において非常に大切であることから、頂いた御意見の趣旨を踏まえ、へき地医療を担う医師の確保や養成に関する取組について記載させていただきました。	16ページ
3 第12 再生可能エネルギーの利用の促進	2 地域が主体となつた再生可能エネルギーの導入	<p>○ 地域が主体となつた再生可能エネルギーの導入 (理由) 方針ではバイオマス発電となっておりますが、念のため木質バイオマス発電について懸念する意見を述べます。木質バイオマス発電の燃料は日々大量に必要になるため、森林の過剰な伐採に繋がるのではないかと懸念しています。間伐材の活用が大前提とされていますが間伐材だけでは間に合わなくなるでしょう。多くの森林を伐採し燃焼してしまうことは過剰にCO2を排出し、また本来CO2を吸収するはずの森林が無くなってしまうことになります。 再生可能エネルギーはいずれの方法も電力の変換効率は20%ほどですが、木質バイオマス発電に関してはエネルギーを得るためにコストがかかる点でも合理性を見出せません。  なお、世界の500名を超える科学者が日本政府に対して森林バイオマス発電はカーボンニュートラルではないとの書簡を提出しています。 <a href="https://foejapan.wordpress.com/2021/02/16/letter-from-500-scientists/">https://foejapan.wordpress.com/2021/02/16/letter-from-500-scientists/</a> こちらもご参照ください。</p>	御意見ありがとうございます。 再生可能エネルギーの持続的な利活用に向けては、地域や環境との共生の視点が大切であることから、頂いた御意見の趣旨を踏まえ、環境の視点を加味し記載させていただきました。	20ページ